令和８年６月２９日
総務常任委員会資料
総務・市民協働部税務課

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて

１　個人住民税

（１）勤労学生に関する市民税の減免規定の所得要件の改正（令和９年１月１日施行）

勤労学生控除の適用要件である前年の合計所得金額が８５万円から８９万円に４万円引き上げられたことに合わせ、令和９年度より勤労学生に関する市民税の減免規定の所得金額要件を、下表のとおり改正する。

要件（現行）	要件（改正案）
勤労学生にして前年の合計所得金額が800,000円以下の者 ・・・税額の全部	勤労学生にして前年の合計所得金額が840,000円以下の者 ・・・税額の全部
勤労学生にして前年の合計所得金額が800,000円を超え850,000円以下の者 ・・・税額の10分の3相当額	勤労学生にして前年の合計所得金額が840,000円を超え890,000円以下の者 ・・・税額の10分の3相当額

（２）適用期限の延長

①肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（公布日施行）

肉用牛の売却による課税の軽減を行うことにより畜産経営の安定につなげるため、特例に係る適用期限を３年延長し、「令和９年度」を「令和１２年度」とする。

②特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（令和９年１月１日施行）

セルフメディケーションによる健康増進及び医療費の適正化を推進するため、スイッチＯＴＣ医薬品の購入に係る所得控除については適用期限を撤廃する。

③優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（公布日施行）

良質な住宅地の供給促進等を引き続き推進するため、適用要件の見直しを行ったうえで適用期限を３年延長し、「令和８年度」を「令和１１年度」とする。

④住宅ローン控除の個人住民税への適用（令和９年１月１日施行）

個人住民税の住宅ローン控除の適用期限（居住開始年）を５年延長し、「令和７年」を「令和１２年」とする。

※所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税額から控除する控除限度額は変更なし

（３）公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置（令和９年１月１日施行）

適正な課税を確保するため、所得税において扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大する。

２　固定資産税等

（１）バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る課税標準の特例率の設定（公布日施行）

バリアフリー改修が行われた特別特定建築物全般について、わがまち特例の割合を国の参酌基準を参考として定める。

※特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

（２）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例率の見直し（公布日施行）

ペロブスカイト太陽電池設備等の再生可能エネルギー発電設備に係る減額措置について、わがまち特例の割合を国の参酌基準を参考として定める。

（３）固定資産税・都市計画税の免税点の見直し（令和９年４月１日施行）

物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税等が課税されない課税標準額を、家屋については２０万円から３０万円に、償却資産については１５０万円から１８０万円とする（土地は据え置き）。

３　その他

引用法令の条項ずれや文言の修正等